



【都市機能誘導区域】

都市機能を集積し、維持・強化することで、まちなかの魅力の増進を図る、本市の中心的役割を担う区域です。そのため、商業地域及び近隣商業地域を基本として、現に各種の都市機能が一定程度集約しており、加えて、市内各所からの公共交通アクセスに優れている JR 坂出駅周辺の区域を都市機能誘導区域として設定します。

【居住誘導区域】

都市機能誘導区域に集積する都市機能を維持・強化するため、人口減少の中にあっても一定の人口密度を確保する区域です。そのため、都市機能誘導区域の周辺において、徒歩・自転車・公共交通により都市機能誘導区域へ容易にアクセスでき、加えて、将来的にも一定の人口密度の確保が見込まれる区域を居住誘導区域として設定します。

都市機能誘導施設

機能	誘導施設
商業	大規模商業施設（店舗面積 3 千㎡以上）
医療 保健	病院（第二次救急医療施設） 保健センター（地域保健法第 18 条）
行政	市役所（本庁）、中核的な公共施設（広域を対象として総括的なサービスを提供する施設）
教育	高等学校等（幼稚園、小学校、中学校を除く学校＜学校教育法＞）
文化	文化施設（図書館、美術館、市民ホールなど、広域を対象として総括的なサービスを提供する施設）

1) 都市機能の維持・強化

<①坂出駅周辺のにぎわい創出>下図 (A)

- ・坂出駅周辺の商業機能の維持・強化
- ・坂出駅を中心とする公共交通利便性の向上
(公共交通結節点の強化)

1) 都市機能の維持・強化

<②文化教育・コミュニティ機能の強化>下図 (B)

- ・文化教育機能の強化
- ・文教地区の環境整備 (通学路の整備)
- ・コミュニティ機能の充実
(コミュニティ活動拠点施設の整備)

2) 密集市街地の環境改善 下図 (C)

- ・密集市街地の環境改善
(狭隘道路の改善、住宅の防火・耐震化促進)



3) 交通利便性のさらなる向上

- ・まちなかの交通利便性向上 (公共交通の利用しやすさ改善)
- ・公共交通結節機能の強化 (駅前広場)
- ・各地域とまちなかを結ぶ公共交通ネットワークの維持・強化



建築等行為の届出制度

◇居住誘導に係る届出制度（都市再生特別措置法）

居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握するため、居住誘導区域外で以下の行為を行おうとする場合には、市長への届出が義務付けられます。

■開発行為

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

■建築等行為

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①）とする場合

◇都市機能誘導に係る届出制度（都市再生特別措置法）

都市機能誘導区域外における都市機能誘導施設の立地動向を把握するため、都市機能誘導施設を対象として、都市機能誘導区域外で以下の行為を行おうとする場合には、市長への届出が義務付けられます。

■開発行為

- 都市機能誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

■開発行為以外

- ① 都市機能誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、都市機能誘導施設を有する建築物とする場合
- ③ 建築物の用途を変更し、都市機能誘導施設を有する建築物とする場合



 **坂出市**

Sakaide City Official Web Site



建設経済部都市整備課

TEL：0877-44-5017

FAX：0877-44-4585

ホームページ：http://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/tosiseibi/